

○経済的基礎について

1 土地の権利状態 ※地番ごとに作成してください。

所在		地番	
地目		地積	m <sup>2</sup>
所有者		所有権以外の権利	

アからエのうち該当するものに○を付けてください（※該当する土地の登記簿謄本を添付してください）。

ア) 既に取得済み										
イ) 寄附により取得予定		寄附者と設置予定者との関係				※寄附承諾書等を添付すること				
ウ) 売買により取得予定		売買の相手方と設置予定者との関係				※売買承諾書等を添付すること				
エ) 賃借（予定も含む） （注1）		賃借の相手方と設置予定者との関係				※賃貸借契約書（確約書）等を添付すること				
賃借の相手方について	1 国又は地方公共団体									
	2 地方住宅公社又は地域における基幹的交通事業者等									
	3 上記以外のもの									
契約の種類（注2）										
地上権又は賃借権の設定及び登記の有無 （注3）要添付資料		地上権・賃借権設定		有	・	無	今後の予定	有	・	無
		登記		有	・	無	今後の予定	有	・	無
地上権又は賃借権の期間（契約期間）				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 年間）						
注4（賃借料について要添付資料）	月額	円	賃借料の支払財源	資産区分	※資産区分は、普通預金、当座預金、定期預金等の別を記入のこと。		保有金額	円		
								円		
	年額	円	寄附予定者	設置予定者との関係			寄附予定額	円		
								円		
抵当権の有無		( 有 ・ 無 )								
抵当権の解除予定		( 有 ・ 無 )								
自己所有で抵当権がある場合、その内容を記入してください。 （注5）要添付資料										
借地で抵当権がある場合		賃借権の登記を行った上、民法387条に規定する先順位抵当権者の賃借権優先の同意登記を行う旨の確約書を添付すること。								

注1 使用貸借（予定も含む）の場合も、「賃借」の欄に記入すること。

注2 永続的な運営を担保するという観点から、国又は地方公共団体から貸与を受ける場合を除き、契約の更新ができないものは認められません。（定期借地権や、事業用定期借地権など）

注3 地上権・賃借権の設定や登記について、地上権又は賃借権の設定及び登記を地主が承諾している旨の書類（地上権又は賃借権設定登記確約書）を添付すること。

注4 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であることが分かる資料を添付すること。

注5 抵当権に係る償還計画が分かる資料を添付のこと。（様式第4-2号を参照）

2 建物 ※建物ごとに作成してください。※整備後に使用する建物の内容を記載

所在			
家屋番号		種類	
構造		延床面積	m <sup>2</sup>
所有者		所有権以外の権利	
検査済証年月日	年 月 日	建築確認年月日	年 月 日
耐震性	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以降 <input type="checkbox"/> 耐震診断結果、問題なし <input type="checkbox"/> 耐震改修済み <input type="checkbox"/> 診断未実施		

建設済みの建物を園舎として利用する場合、アからエのうち該当するものに○を付けてください。  
 (※該当する既存建物の登記簿謄本を添付してください)

	ア) 今回、施設整備を行い、新たに建設する建物					
	イ) 既に取得済み					
	ウ) 寄附により取得予定	寄附者と設置予定者との関係	※寄附承諾書等を添付すること			
	エ) 売買により取得予定	売買の相手方と設置予定者との関係	※売買承諾書等を添付すること			
	オ) 賃借 (予定も含む)	賃借の相手方と設置予定者との関係	※賃貸借契約書(確約書)等を添付すること			
賃借 つ の 相 手 方 に	1 国又は地方公共団体					
	2 地方住宅公社又は地域における基幹的交通事業者等					
	3 上記以外のもの					
契約の種類 (注1)						
賃借権の設定及び 登記の有無		賃借権設定	有 ・ 無	今後の予定	有 ・ 無	
		登記	有 ・ 無	今後の予定	有 ・ 無	
賃借権の期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 年間)				
(注2) 賃借料 につ いて 要 添 付 資 料	月 額	円	資産区分	※資産区分は、普通預金、当座預金、定期預金等の別を記入のこと。	保有金額	円
			寄附予定者		設置予定者との関係	寄附予定額
	年 額	円	資産区分	※資産区分は、普通預金、当座預金、定期預金等の別を記入のこと。	保有金額	円
			寄附予定者		設置予定者との関係	寄附予定額
抵当権の有無		( 有 ・ 無 )				
抵当権の解除予定		( 有 ・ 無 )				
自己所有で抵当権がある場合、その内容を記入してください。 (注3) 要添付資料						
賃借で抵当権がある場合		賃借権の登記を行った上、民法387条に規定する先順位抵当権者の賃借権優先の同意登記を行う旨の確約書を添付すること。				

注1 永続的な運営を担保するという観点から、国又は地方公共団体から貸与を受ける場合を除き、契約の更新ができないものは認められません。(定期建物賃貸借契約など)

注2 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であることが分かる資料を添付すること。

注3 抵当権に係る償還計画が分かる資料を添付のこと。(様式第4-2号を参照)

3 財源確保について

(1) 土地の取得について（アからオの該当するものに○を付けてください）

	ア) 借入金を受けて購入予定	借入できなかった時の対応	
	イ) 寄附（金）を受けて取得（購入）予定	寄附を受けられなかった時の対応	
	ウ) 自己資金にて購入予定		
	エ) 既に自己所有		
	オ) 既に賃貸借済み、又は賃貸借契約予定		
	カ) 土地取得なし		

(2) 建物の建設（又は改修）について（アからエの該当するものに○を付けてください）

	ア) 補助金を受けて建設（又は改修）予定	補助額が当初見込みを下回った又は受けられなかった時の対応	
	イ) 借入金を受けて建設（又は改修）予定	借入できなかった時の対応	
	ウ) 寄附金を受けて建設（又は改修）予定	寄附を受けられなかった時の対応	
	エ) 補助金を受けず、自己資金にて建設（又は改修）予定		

4 委託費の用途制限について（保育所のみ）

償還額（利息含む）及び賃借料の合計が委託費の用途制限における限度額以上となる場合の対応

区 分		財 源
新たに認可保育所を営業者	開所1年目	
	開所2年目以降 (処遇改善等加算の基礎分に相当する額以上分)	

※財源が寄附による場合、寄附承諾書の写しを添付すること。